

笠選管告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、令和5年7月11日から同年7月17日までの7日間、笠岡市条例改正請求者署名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申出がなかったため、当該期間の経過により署名の効力が確定した結果、有効署名の総数は、次のとおりとなった。

令和5年7月18日

笠岡市選挙管理委員会

委員長 長安 政雄

有効署名の総数 1,603